

- 出張等の業務で私有車を使用したい場合、
所定の手続きがございますので、使用前に
各部局労務(総務)担当にご相談ください。
- 利用できる典型例
公共交通機関では利便性を欠き、
公用車も利用できない日帰りの出張
- 手続きを行わずに私有車を業務使用すると
懲戒処分の対象となる場合があります。